

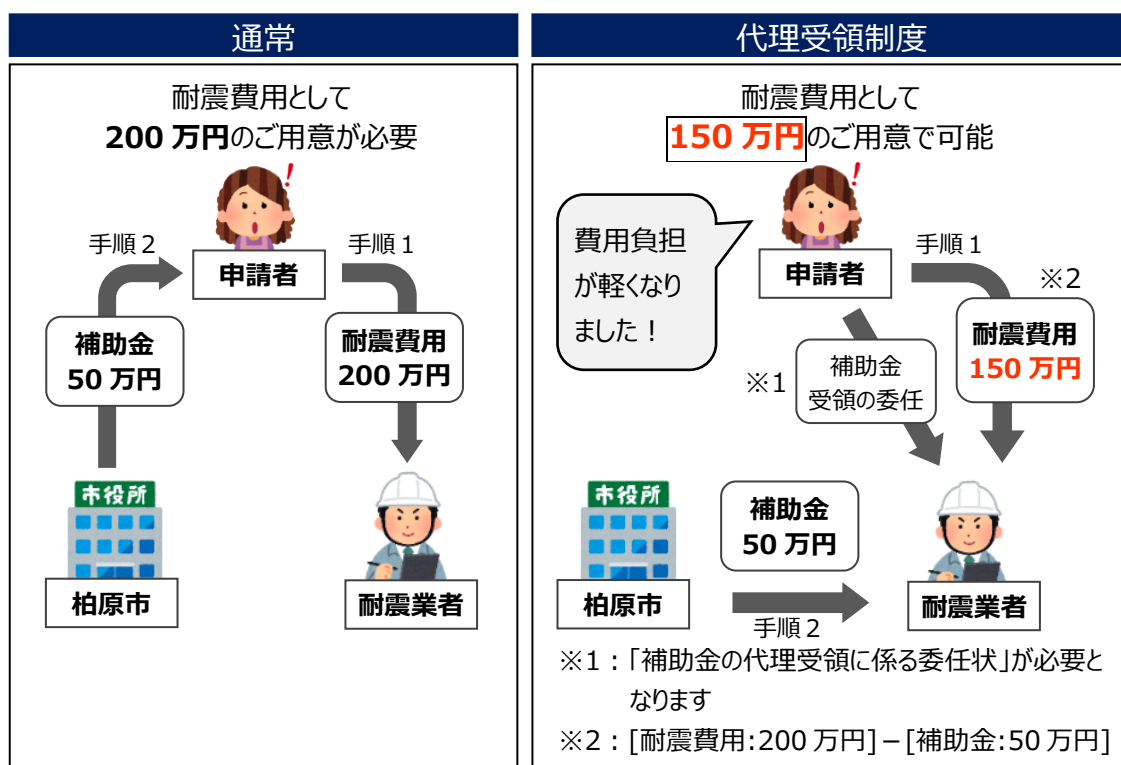
耐震補助金の代理受領制度について

耐震費用から補助金を差引いた額で耐震診断・耐震改修工事等ができます！

『耐震補助金の代理受領制度』とは…

耐震診断や耐震改修工事等を実施した耐震業者が、申請者から委任を受けて補助金の受領を代理で行える制度です。補助金の代理受領制度を行う場合、耐震業者へ申請者は、**耐震費用から補助金分を差し引いた額のみ支払えばよく、申請者の費用負担の軽減を図ることができる制度**です。

例えば、耐震費用：200万円、補助金50万円の場合



代理受領制度は、耐震診断補助金、木造住宅耐震改修補助金、木造住宅除却補助金、ブロック塀等撤去補助金のいずれでも利用できます。

お問い合わせ

柏原市 都市デザイン部 都市開発課

電話：072-972-1593（直通） F A X：072-972-1541

〒582-8555 柏原市安堂町1-55 柏原市役所 別館2階